

八千代市  
自主整備による保育所等設置・運営事業者募集要項  
(令和8年度整備分)

令和8年5月  
八千代市子ども部子育て支援課

## 1 募集の概要

本市では、待機児童対策及び保育サービスの拡大を目的に、施設整備に係る補助を活用せずに保育所等を整備・運営する事業者を募集します。

### (1) 募集対象施設

#### ア 施設の種別

保育所または認定こども園（幼保連携型または保育所型）

- ※ 開所する保育所の名称については、千葉県内に同じ名称の保育所等がないことを条件とします。なお、市民が市内の既存施設と混同するような紛らわしい名称であると認められる場合には、名称を変更していただく場合があります。

#### イ 定員数及び開設時期

別途協議するものとします。

- ※ 協議の上決定した開設時期については、事業者都合に起因する工期の遅れなどによる遅延は認められませんので、事業計画等は、十分な検討と周到な準備をお願いします。
- ※ 定員数については、本市の保育ニーズに対応するため、0歳児と1歳児及び2歳児と3歳児の定員に差を設けるようお願いいたします。
- ※ 0歳児の定員を設定する場合は、生後57日からの受入をお願いいたします。

#### 【参考】年齢別定員の例

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
6人	12人	12人	20人	20人	20人	90人

#### エ 開所時間

7時から19時（延長保育時間を含む。）までの12時間以上とします。  
なお、保育短時間の利用時間については、午前8時30分から午後4時30分で設定するものとします。

#### オ 開所日

月曜日から土曜日までとします。

- ※ 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に

規定する休日（以下「祝日」という。）及び年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）は休所日としますが、当該日を開所日とすることもできます。

#### カ 駐車スペースの確保

駐車場については、近隣の状況を考慮して必要な台数のスペースを確保することとし、施設近隣の民間駐車場等との提携により確保することも可とします。

#### (2) 募集対象地区

募集対象地区は、市内全域とします。

本件選考にあたっては、待機児童数、設置予定地周辺の保育需要、応募のあった施設の定員及び他の整備事業の状況等を勘案し、選定する事業所数を決定します。

## 2 応募要件

保育所を設置し、及び運営するための十分な資力と信用を有し、かつ、児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定した運営ができる法人格を有する者であり、次の(1)から(6)までの要件を全て満たすものとします。

(1) 申込日現在で、次のアからエまでのいずれかの要件を満たす法人であること。

ア 認可保育所、認可幼稚園又は認定こども園を運営している者

イ 既に認可を受けた小規模保育事業又は事業所内保育事業を運営している者

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定により、千葉県へ届出がされており、かつ、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設を運営している者

エ 上記に掲げるほか、公的補助金等を活用し、民間保育施設等を運営しているなど保育事業運営の実績がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員等が八千代市暴力団排除条例（平成24年八千

代市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定及び次のアからオまでのいずれかに該当しない者であること。

ア 市税等を滞納している者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

ウ 申込日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

オ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

- (4) 児童福祉法、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他の関係法令及び通知等を遵守して保育所を設置・運営できる者で、これらの関係法令及び通知等に基づく指導等を遵守できるものであること。

- (5) 開設予定地の周辺住民等への説明を実施すること。

- (6) 専任の管理者(施設長)を配置すること。なお、管理者については、保育士資格を有し、第1項ア又はイの施設において、常勤として2年以上従事した経験を有すること。

### 3 書類の作成等

- (1) 申込書類の作成

サイズはA4判(図面はA3判)とし、左綴じで作成してください。

※ 申込書類の提出後に追加で関係書類の提出を求める場合があります。

※ 提出された申込書類等は、原則返却しません。

	書類	備考
1	申込書	
2	団体に関する調書	パンフレット等法人の概要が分かる資料を添付すること。
3	施設の概要等に関する調書	
4	周辺住民等への説明経緯報告書	
5	位置図・配置図・平面図	申込時点で未作成の場合は概要が分かる書類を添付すること。
6	直近3か年分の運営法人の損益計算書・貸借対照表	代表者の原本証明を付すること。

(2) 書類等の提出

ア 提出先

八千代市役所 旧館2階 子育て支援課

イ 提出方法

持参するものとします。(郵送等は不可とします。)

ウ 提出期限

令和8年6月15日(月)

※ 当該期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※ 午前8時30分から午後5時までの時間に持参してください。

(3) 書類の作成等にかかる費用等

書類の作成、提出その他応募にかかる費用等については、応募者の負担とします。

(4) 応募に関する事前相談

ア 事前相談の申込み

下記期間内に必ず事前相談を行ってください。電話にて予約を行い、日時、相談内容、来庁人数などを申し出てください。(設計事業者等も同席できますが、必ず応募者が来庁してください。)

※ 申込みの状況によっては、希望の日時に対応ができない場合がありますので、ご了承ください。

## イ 相談期間

令和8年5月22日(金)から6月8日(月)まで(当該期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※ 午前8時30分から午後5時までの時間での相談となります。

## 4 整備候補者の選考

### (1) 選考方法

提出書類を基に書類審査を行います。

評価基準は、次に掲げる事項です。

ア 周辺の保育需要

イ 周辺住民等への説明・対応

ウ 申込者の保育所等の運営実績

エ 申込者の経済的安定性

オ 保育所等の定員構成

カ 保育所等の立地

キ 保育所等の開設時期

ク その他通常保育以外の内容等

上記に基づき審査を行い、市長が整備候補者を決定します。

### (2) 選考結果

ア 全ての事業者に対し、選考結果を文書で通知します。

イ 市のホームページ等において、整備候補者として決定した者の名称及び主たる事務所の所在地並びに保育所の開設予定地を掲載します。

### (3) 選考からの除外

選考の過程において、提出した書類に虚偽の記載があることが判明した者及びその他選考に関する不当な要求等を申し入れた者は、選考から除外します。

## 5 日程

1 募集要項配布期間	令和8年 5月22日(金)～ 6月 8日(月)
2 事前相談期間	令和8年 5月22日(金)～ 6月 8日(月)
3 申込書類提出期間	令和8年 5月22日(金)～ 6月15日(月)
4 選考結果通知	令和8年6月下旬

※ 設置認可に必要となる、書類等の詳細については別途連絡いたします。

## 6 運営に係る補助

運営については、子ども・子育て支援法に基づき、地域型保育給付費として公定価格により算定した額を支払います。給付費の支払を受けるには、請求が必要となります。

## 7 その他留意事項

- (1) 申込書類の提出をもって、本募集要項の記載内容及び条件等の全てを承諾したものとみなします。
- (2) 誤字脱字等の修正を除き、原則として提出された書類の修正等は認めません。ただし、市が必要と認めたときには、追加・補正資料等の提出、内容の説明等を求める場合があります。
- (3) 事業者は、開設当初から設定した定員数を入所させるよう努めてください。ただし、市が定員数どおりの入所を保証するものではありません。

### 【問合せ先】

〒276-8501 八千代市大和田新田312番地の5

八千代市子ども部子育て支援課幼保施設・監査班

電話 047-421-6751

FAX 047-482-9094

Eメール kosodate3@city.yachiyo.chiba.jp